

第1回第三者委員会議事録

事務局	<p>定刻より少し早いですが、ただいまから第1回 桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会を開催いたします。</p> <p>委員の皆様、本日はお忙しいところお集まりいただきましてありがとうございます。ございます。</p> <p>私は、本日司会を務めさせていただきます人材育成課の攪上と申します。どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>委員長選出までの間、次第に基づきまして進行させていただきます。会議を始めます前に、お手元に配布しました資料のご確認をしていただきたいと思ひます。</p> <p>まず初めに、本日の次第がございます。次に、座席表がございます。次に、資料1、委員名簿、運営要綱、傍聴要領。次に、資料2、生活保護制度の概要について。次に、資料3、本市の生活保護業務の概要について。次に、資料4、保護係職員による不適切事案の概要。次に、資料5、内部調査チーム関連資料。次に、資料6、桐生市情報公開条例他、参考資料として桐生市福祉事務所関連および桐生市生活保護法施行細則に関する資料。次に、生活保護費等の取扱いに関する資料。最後に、第三者委員会協議スケジュール、以上でございます。</p> <p>この資料の一部は、事前に委員の皆様にお渡しさせていただいたものと同じでございます。</p> <p>お手元の資料に不備等ございましたら、お知らせいただきたいと思ひます。皆さんのお手元にありますでしょうか。</p> <p>それでは、本日の審議会に出席された委員の皆様につきましては、お手元に委員名簿及び出席者名簿を配布してございますので、ご確認いただきたいと思ひます。また、報道機関の方の写真撮影に関してのご連絡です。</p>
-----	--

事務局	<p>次の市長挨拶までの間に写真撮影をお願いいたします。なお、報道関係者以外の方の写真撮影等はできません。また、録音等に関わる電子機器のご使用は、報道関係者、一般の傍聴の皆様ともにできませんので、ご協力をお願いします。</p> <p>次に、委嘱状を交付させていただきます。市長が皆様の席にお伺いし、委嘱状をお渡しします。</p> <p>お手元に配布させていただきました委員名簿がございますので、この名簿の順にお名前をお呼びしますので、その場でご起立いただきますようお願いいたします。</p> <p>それでは、吉野 晶様。 （市長より委嘱状交付）</p> <p>次に、小竹 裕人様。 （市長より委嘱状交付）</p> <p>次に、川原 武男様。 （市長より委嘱状交付）</p> <p>次に、新木 恵一様。 （市長より委嘱状交付）</p> <p>以上で委嘱状の交付を終了します。ありがとうございました。</p> <p>続いて、次第に沿って、委員の皆様のご紹介をさせていただきます。お名前をお呼びいたします。</p> <p>恐縮ではございますが、お座りいただいたままで結構ですので、お言葉ををお願いいたします。</p> <p>では、吉野 晶様。</p>
吉野委員	<p>今ご指名いただきました弁護士の吉野 晶と申します。</p> <p>よろしくお願いいたします。本日のこの第三者委員会の委員、重責ではございますけれども、努めてまいりたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>

事務局	次に、小竹 裕人様。
小竹委員	<p>小竹でございます。地元の大学の教員をやっております。</p> <p>政策系とか行政系の研究をしていることが基本ですが、今回こういう場にお呼びいただきまして、客観的に第三者の立場でしっかりやらせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	次に、川原 武男様。
川原委員	<p>群馬県社会福祉協議会の川原でございます。よろしくお願いいたします。</p> <p>この委員会には行政経験者として参画をさせていただいておりますが、現在、生活困窮者の支援に関わらせていただいております。そういった立場でしっかりと検証させていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	次に、新木 恵一様。
新木委員	<p>はい。群馬県社会福祉士会の会長をしております新木と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>社会福祉につきましては、市民の人権、そして幸せの向上ということ、図るために各種の相談業務に応じております。そういった立場で、しっかりとこの検証委員会の委員としてやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>なお、委員長、副委員長の方は改めてお言葉をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、開催にあたりまして、市長からご挨拶申し上げます。</p>
市長	改めまして、おはようございます。ただ今、委嘱状を交付させていただきました。

<p>市長</p>	<p>委員の皆様方には、公私ともに大変ご多用なところ、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会の委員をお引き受けいただき、また本日も出席を賜りましたこと、厚く感謝を申し上げます。</p> <p>本市の生活保護業務に関しましては、これまで多くの不適切な対応があり、受給者の皆様方や市民の皆様のご信頼を大きく損ねることになってしまったこと、改めて心から深くお詫びを申し上げたいというふうに思っております。</p> <p>この委員会は、生活保護に関する不適切な事務処理に対しまして、客観的に、そして公平なお立場からご検証をいただく中で、その原因の究明、さらには再発防止の徹底を図ることを目的に設置をさせていただきました。</p> <p>本市の生活保護行政を生まれ変わらせ、そして市民のご信頼回復のため、ぜひ委員の皆様方には、それぞれのお立場で忌憚のないご意見、ご指摘を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。</p>
<p>事務局</p>	<p>本日、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置要綱第6条2項によりまして、委員総数の半数以上の出席をもって成立するとしておりますが、本日は、現時点で4名中4名の方がご出席でございます。本委員会は成立してございます。</p> <p>また、公開方法としまして傍聴要領が定められております。傍聴の皆様におかれましては、傍聴のみとなっております。</p> <p>発言は認めておりません。また、チラシ等の配布も認めておりませんので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>改めまして、今から会議終了まで、報道機関の方を含め、撮影、録音はできませんので、お願いいたします。</p> <p>なお、詳細につきましては、お渡しいたしました傍聴に関する案内をご覧くださいようお願いいたします。</p> <p>議事の進行にどうかご協力をお願いいたします。</p>

事務局	<p>では、市側の出席者でございますが、森山副市長、以下、関係職員の紹介をさせていただきます。</p> <p>青木総務部長。 よろしく申し上げます。</p> <p>雨澤人材育成課長。 よろしく願いいたします。</p> <p>小山福祉課長。 よろしく願いいたします。</p> <p>佐藤保護係長。 よろしく願いいたします。</p> <p>森下内部調査チームリーダー。 よろしく願いいたします。</p> <p>高橋内部調査チームサブリーダー。 よろしく願いいたします。</p> <p>本日の委員会の事務を所管しております 総務部所属職員、矢崎、北村 両人材育成課係長以下 14 名でございます。</p> <p>また、委員会には、ただいま紹介した職員のほかに、事務局関係や 当日の議案に関連する部局の者が出席する場合もございます。どうぞよろしく申し上げます。</p> <p>では、議事に入ります。議事 1、委員長、副委員長の選任に移らせていただきます。</p> <p>委員長は、桐生市生活保護業務の適正化に関する第三者委員会設置要綱第 5 条 2 項により、委員の皆様の互選で決定していただくこととなっております。</p> <p>本来ならば、委員から仮の議長を選出していただき、進行をお願いするところではありますが、時間の関係もございますので、皆様がよろしければ引き続き事務局で進行させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。</p>
各委員	<p>異論なし。</p>

事務局	<p>よろしいでしょうか。ありがとうございます。そのようにさせていただきます。</p> <p>それでは、委員長の選任に入らせていただきます。どなたか候補者の推薦があればお願いいたします。</p>
川原委員	<p>よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>お願いします。</p>
川原委員	<p>今回の問題は、生存権、人権にも関わる問題でありますので、弁護士であります吉野委員が適任かと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>ただいま吉野委員を推薦するのご発言があり、ご異議がないようでしたら、委員長を吉野委員にお願いしたいと思えます。</p> <p>委員長席へご移動をお願いします。</p> <p>それでは、吉野委員長にご挨拶をお願いいたします。</p>
吉野委員	<p>はい。</p> <p>ただいま委員長に選任されました弁護士の吉野 晶と申します。改めまして、よろしくお願いいたします。</p> <p>今回、桐生市の問題が大きく取り上げられておりますが、その問題点が生活保護に関わる部分だというところで、法律家としては大変な衝撃を受けております。</p> <p>生活保護の制度は、社会福祉、社会保障、いずれにおいても根幹であるというふうに思っております。</p> <p>ここについて、法律に基づく適正な運営がもしなされていないという実情があるとすれば、これは、今回私たちの設置されております要綱にもありますけれども、原因の究明、あるいは将来の再発防止、それからそれに関連する事項、こういったものについて、私たちの目からですね、きちんと分析をしなければならないというふうに考えております。</p> <p>以上の重責があるということではございますけれども、皆様のご関心事に</p>

吉野委員	も答えながらですね、進めてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。
事務局	ありがとうございました。ここからは吉野委員長に議事の進行をお願いいたします。
委員長	<p>はい。</p> <p>それでは、引き続きまして、私の方からですね、議事を進めてまいりたいというふうに思います。</p> <p>少々お待ちください。</p> <p>まず、最初に、当委員会の副委員長の選任に入らせていただきたいと思っております。</p> <p>こちらにつきましては、設置要綱を見ますと委員長が指名するということでございますので、私から僭越ではございますけれども、指名をさせていただきたいと思っております。</p> <p>私からは小竹委員にお願いをしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>では、小竹委員から一言ご挨拶を頂戴したいと思います。よろしくお願いいたします。</p>
小竹委員	<p>小竹でございます。</p> <p>私は、そうですね、大学の教員という立場で第三者として参加しておりますが、私は、やはりこう政策が、どううまく政策を行っていくかっていうところが基本なわけなのですけれども、今回ここで色々こう、この会議でやらせていただくのは、やはり何が起きたかっていうのをきちんとまずは客観的に突き詰めていくということと、そしてあとは今後ということで、どういう工夫をすればこういったことが起こらないのかなっていうところも併せてしっかり考えていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>

委員長	<p>ありがとうございました。では、引き続きお手元の会議次第に沿って進めてまいりたいと思います。それでは、議事の2番になります。委員会の所掌事務について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
事務局	<p>はい。本委員会の所掌事務について、事務局よりご説明させていただきます。人材育成課の辰川です。よろしく申し上げます。</p> <p>では、資料1の3ページ、設置要綱をご覧ください。第1条設置の目的ですが、本委員会は、令和5年12月18日に公表した本市生活保護に関する不適切な事務処理及び対応、また、これに限らず、広く生活保護業務全般の改善について、客観的かつ公正な検証により原因を究明し、再発防止を図るため設置したものです。</p> <p>第2条所掌事務については、本委員会に先立ち、12月27日に副市長以下15名の市職員を配置した内部調査チームによる調査内容の検証と、その検証を踏まえた原因究明及び再発防止策に関する事項などです。</p> <p>後ほど、資料説明の中で、内部調査チームが実施した調査の概要をご説明いたします。</p> <p>第3条、本委員会は、4名の委員の方をお願いしております。</p> <p>第4条の任期につきましては、第2条の報告を終えるまででお願いしたいと思っております。</p> <p>続いて、第5条は、先ほど選任いただきました委員長及び副委員長の規定でございます。</p> <p>第8条、会議についてです。会議は原則公開で行いますが、検証過程において、事案の当事者の個人情報や内部調査チームが行ったヒアリング調査における特定の職員の情報など、本市情報公開条例等の非開示情報が含まれる場合には、会議を非公開にさせていただく必要があります。</p>

事務局	<p>どの時点から非公開にするかについては、委員長と協議の上、決定することとなります。</p> <p>この点につきましては、後ほど委員の皆様からご意見を頂戴したいと存じます。</p> <p>第9条は守秘義務についての規定で、既にご出席の委員の皆様にはご署名をいただきました。</p> <p>第11条本委員会の庶務は、総務部人材育成課が担当いたします。</p> <p>説明は以上となりますが、特に第8条の会議の公開、非公開については、会議運営の重要な要件であると思いますので、委員の皆様で共通認識が図れればと思っております。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明ですけれども、委員の皆様、何かご質問やご意見はございますか。</p>
川原委員	<p>はい。</p>
委員長	<p>お願いいたします。</p>
川原委員	<p>川原でございます。先ほどの説明の第1条で、設置の目的で、市の対応についてですけれども、12月18日に公表した不適切な事務処理及びその対応で広くこれまで言われているのは、この10年間で大きく受給者数が減少している、そういった点も含めてですね、桐生市における生活保護行政全般についてやはり検証していかないと対応っていうのは図られないと思いますので、そういったところでしっかりと検証していければと思っております。</p> <p>あと、第3条で委員の数が4名というふうに記されておりますけれども、この第三者委員会の中で必要に応じて増員を図ることも最終的に委員長の判断でできるということで解釈してよろしいでしょうか。</p>

委員長	以上の点について、2つ質問がございましたけれども、事務局の方ではどのようなことで考えていますか。
事務局	はい。それでは、事務局担当者、お願いいたします。
事務局担当者	<p>最初に、まず第1条のお話ですけれども、この12月18日に公表した部分、それに限らず、生活保護世帯が半減しているというようなこともあります。そういったことも含めまして、その中で、ここが必要だというものについてはお調べいただきたいというふうに思っております。</p> <p>それと、委員の数についてですけれども、この後、会議を進めていく中で、もし委員会として、この辺の、例えば増員ですといったことが、必要とあれば、そういったお話し合いをしていただく中で、こちらとしても対応していきたいと思えます。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。それでは、委員の皆様にお諮りしたいと思いますけれども、この設置要綱を見ますと、第2条の括弧4というところに、その他委員会が必要と認める事項という包括的な状況がございます。</p> <p>先ほどの川原委員からのご指摘、2つございました。これから私たち第三者委員会が見ていかなければいけない範囲をややこう広める必要があるのではないかというのが第1点。</p> <p>第2点については、委員の選任についても柔軟に考えた方がよろしいのではないかという点がございましたけれども、これらについては、そうしますと、今後この必要と認める事項としてこの委員会の中でお諮りして、それぞれ認めていくというような方向性でよろしいでございましょうか。</p>
各委員	(一同) はい。
委員長	そういたしましたら、その他委員会が必要と認める事項ということに関しまして、今後ですね、委員会の中でまた議論させていただいて、こういう点というのをお話しさせていただくということにしたいと思えますので、よろしくお願いいたします。

委員長	<p>それでは、次の議題の方に移りたいと思います。まず、スケジュールの案がございますが、委員会のスケジュールですね、こちらについて事務局から説明の方、お願いしたいと思いますが、いかがでしょう。</p>
事務局	<p>はい。次回、第2回の第三者委員会を5月に開催する予定でございます。</p> <p>そこで、今回お示しした資料や調査以外に、追加資料や調査の要請をいただいたものを事務局で準備しまして報告したいと思っております。</p> <p>その後、6月から7月に第3回の第三者委員会を予定しております。状況により、途中で中間報告を行うということもございます。公表の方法、タイミング等は改めてお知らせしてまいりたいと考えております。</p> <p>事務局の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。今事務局の方からありましたけれども、次回の委員会は5月ということで、その間に適切にこちらの方が要望する資料などもご準備いただけると、こういうお話でございました。</p> <p>今の段階で委員の皆様の方から何かこの資料はというのがあればご指摘いただきたいと思いますが、この後諸説明がありますので、その中で時機に応じてご意見をいただくということでもよろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(一同) はい。</p>
委員長	<p>それから、先ほどのお話でいきますと、調査も進めていただいて、その調査結果も5月の中で報告があるというふうに今お聞きしましたので、そちらについても是非進めていただくということで、これも委員の皆様、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>(一同了承)</p>
委員長	<p>はい、よろしく願いいたします。では、そのようにさせていただきますと思います。</p>

委員長	<p>続きまして、生活保護制度に関する説明というのがございますので、こちら、それぞれ担当部局からでしょうか、お願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>はい。資料2にまとめてございますが、生活保護制度は、生活に困窮する方に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。</p> <p>生活保護は世帯単位で行い、世帯全員がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用することが前提であり、また、扶養義務者の扶養は生活保護法による保護に優先します。</p> <p>厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費と収入を比較して、収入が最低生活費に満たない場合に、最低生活費から収入を差し引いた差額が保護費として支給されます。合わせて、ケースワーカーは、生活保護受給者の能力を見極め、就労指導など自立の助長を促します。</p> <p>生活保護費の中で多くを占めるのは、生活扶助及び医療扶助となっております。保護申請受理から開始決定までの流れですが、13ページをご覧ください。</p> <p>ケースワーカーと面接相談員が生活状況や申請の意思を確認し、関係書類を受理します。ケースワーカーは、関係書類に基づき、家庭訪問、預金調査、稼働能力調査、収入調査などを実施し、ケース診断会議を経て保護の可否を判定いたします。</p> <p>保護可否の判定後は、生活保護決定調書を起案し、SVである査察指導員、係長、課長へと審査、決裁が部長まで回付されます。</p> <p>ケースワーカーの業務は、受給者の生活状況を把握するため、支援の必要に合わせ定期訪問調査を行い、また受給者からの申し出や要望に日々対応しているところです。事務局の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。ただ今、生活保護制度について事務局から説明がありましたけれども、委員の皆様の方で何かご質問あるいは</p>

委員長	<p>ご意見、その他ございますか。</p> <p>では、私から・・・ちょっと私も、今後のその調査にあたって、法律を少し確認しておきたいと思うのですけれども、生活保護行政っていうのは生活保護法ということにはなるわけです。</p> <p>この保護開始の決定とか停止、廃止の決定っていうのは処分になるわけです。こちらなのですけれども、これは地方自治法の2条9項1号、法定受託事務ということで、本来国がやるべきことを、一律にやるべきことをこの桐生市の中でやっていると、こういう理解でまずよろしいかというのはいかがでしょう。</p>
事務局	それでは、福祉課長、お願いします。
福祉課長	間違いございません。
委員長	<p>ありがとうございます。</p> <p>そうなりますと、その私たちはよって立つべき基準というところの確認になりますけれども、これは地方自治法の245条の9の第3項ですかね、処理にあたりよるべき基準という、処理基準と言われているものがあるわけですが、私たちが、これから何か事案を見ていくときの判断材料になると、こういう理解でよろしいでしょうか。</p>
福祉課長	間違いございません。
委員長	相談業務というのは、厳密に言うと法定受託事務ではなくて自治事務に分類されると思うのですけれども、この相談業務に関しては、そのよって立つべき指針というものは何かあるのでしょうか。
福祉課長	厚労省の通知等に基づき実施しているということになります。
委員長	そうすると、技術的助言と言われているものの中を見て、それに則って判断していけばよろしいということになりますか。
福祉課長	はい、間違いございません。

委員長	それから、こちらの説明の中でもちょっと出てきたか、これから出てくるのかもしれませんが、その生活保護行政を桐生市の中で担当している部局というのは福祉事務所ということでいいのですよね。
福祉課長	福祉事務所が担当しております。
委員長	そうすると、桐生市の職員の皆さんであるのと同時に、社会福祉法上のその福祉事務所の中のそれぞれのこう規律にも服していると、こういう理解でよろしいですか。
福祉課長	はい。そのような形で保健福祉部長が福祉事務所長を兼ねるというような形となっています。
委員長	わかりました。 その辺りは、あれですかね、今回参考の法令等いただいた中にあるって いうことでよろしいですかね。
事務局	はい、ございます。
委員長	ありがとうございました。 そうしましたら、今、私の方の質問の関係でお答えいただきました。あ りがとうございました。 先ほど委員の皆様、ちょっと早口だったのであれですけども、後でま た法律上の根拠などについて共通認識を持ちたいと思いますので、よろ しく願いいたします。 そうしましたら、引き続き、次の事項ということになりますけれども、 桐生市に関する生活保護業務の概要というのがございますので、こちら についても説明をお願いしたいと思います。
事務局	はい。人材育成課の村田です。よろしく願いいたします。それでは、 資料3の2ページをご覧ください。

事務局	<p>本市における保護の動向といたしましては、受給世帯数、人員数、保護率とも平成21年度に大きく増加し、その後、平成24年度以降減少傾向にあります。</p> <p>保護率については、平成28年度以降、県内平均保護率を下回っています。</p> <p>保護開始・廃止世帯数は年度により増減していますが、開始件数は、平成20年度、平成21年度に大きく増加し、平成24年度に大きく減少しています。廃止事由は各年度とも死亡が最多となっています。</p> <p>被保護世帯の世帯類型別を見ますと、高齢者世帯の構成比が高く、全国平均を大きく上回っています。障害者、傷病者世帯も全国平均を上回っています。母子世帯、その他世帯は全国平均を大きく下回っています。続いて、5ページになります。</p> <p>保護係職員配置の現状といたしましては、本市のケースワーカーは、社会福祉法が定める標準数に沿った人員配置となっています。しかし、新型コロナウイルス感染症対策業務等への応援のために減員となった時期もあり、標準数を超過してしまった時期もありました。感染防止対策のため訪問を控えていた時期でもあり、査察指導員であるSVが補助することで対応してまいりました。</p> <p>各ケースワーカーは、業務等の工夫や情報共有を通し、業務の適正実施に努めています。</p> <p>管理職によるケースワーカーへの個別支援や業務進捗管理を実施することで、組織力の向上に努めています。</p> <p>ケースワーカーは、ケースワーカーの居住地にならないよう配慮した地区担当制とし、同じ地区が3年以上の長期に続かないように担当替えを行い、ケースワーカーのモチベーションの維持向上、被保護者との馴れ合いや不正の防止、支援の滞り防止などを図っています。</p> <p>また、経験年数の長いケースワーカーを班長として位置付けした班編成を組み、班内の新任ケースワーカーへの教育や定期訪問の進捗状況の確</p>
-----	--

事務局	<p>認を行い、事務の処理漏れや遅延の防止を図っています。</p> <p>SVにおいては、生活保護業務の適正実施において最も重要な役割を担っています。生活保護業務におけるSV業務には、主に次の3つの機能があります。</p> <p>1つ目は指示的機能で、ケースワーカーの訴えを受け止め、検証することです。SVは、ケースワーカーが意欲的に業務に取り組むことができるような職場環境を作っていくことが大切です。</p> <p>2つ目は管理的機能ですが、生活保護業務を適正に実施するためには、適切に業務が遂行されているかどうかを組織的に確認し、点検を行うことが必要です。</p> <p>SVは、ケースワーカーの業務進行状況を常に確認し、相談者に対する支援が適正かつ適切に、迅速に行われているか点検する必要があります。</p> <p>3つ目は教育的機能ですが、SVはケースワーカーに対し、様々な局面での確かな指導、指示を行う必要があります。生活保護業務を行う際には、各種社会保障制度や他法他施策等の社会資源に習熟しておく必要があるとともに、面接相談時の対応技術等、対人援助に関わる知識や技術を幅広く習得しておく必要があります。</p> <p>ケースワーカーとともに学び、ケースワーカーが自ら学んでいこうとする姿勢を促すことが必要です。</p> <p>以上を踏まえ、保護係職員を配置しております。</p> <p>続いて、6ページになります。保護係における職場研修及び相談体制は、私ども人材育成課において実施している新採用職員研修及び公務員倫理研修に加え、保護係においても生活保護業務についての各種研修を実施し、知識の向上を図り、保護業務の適正実施に努めています。保護係独自の研修としては、新任ケースワーカーに対し、係長から係業務の概要説明を行っております。</p> <p>県の研修が年に数回あり、できる限り参加しています。内容としましては、県の保護担当者から厚労省の各種通達の周知や制度説明や新任ケー</p>
-----	---

事務局	<p>スワーカーへの研修です。また、毎月事務研究会を開き、情報共有や知識習得の場を設けています。</p> <p>基本的には、新規相談者が来た際は、該当地区の担当ケースワーカーと相談員の2名で対応しています。女性の相談者の場合は、該当地区の担当ケースワーカー及び女性職員で対応しております。以上で、福祉事務所の現状について説明を終わります。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありましたけれども、委員の皆さんの方でご質問あるいはご意見などございますでしょうか。</p> <p>じゃあ、これでいいですか</p> <p>はい。小竹委員。</p>
小竹委員	<p>制度というよりは、表が出てきたものですから、こういう傾向って言うのでしょうかね、実態っていうものにちょっとそろそろお話をしているのかなと思って質問させていただきます。</p> <p>まずは資料の3の3ページの廃止事由のところを拝見してしましてですね、違和感があったものですから、もし現段階の調査等でお分かりになっている範囲で構わないのですが、教えていただきたいのですが、基本的に廃止ということは、亡くなられた方が多いという、そういうことの、ご説明があったかと思うのですがこの表をちょっとじっと見ますと、5番目の項目で、就労収入の増加、取得ということで括弧書きの数字が書いてあるのですね。</p> <p>括弧書きの数字は辞退をされた方の数ですと、下の欄に書いてあるわけなのですが、こちらについて、何か平成28年から数字がちょっと多くなっているような、それまではなかったのですけれども・・・</p> <p>平成28年から景気が良くなったのかなって、ちょっとわからないところもあるのですが、もし個別の調査がまだでしたら全体的な概要になりますが、何かヒントとなるようなことがもしお分かりになった理由があればご説明をいただければと思います。よろしく願いいたします。</p>

委員長	どうでしょう、いかがでしょうか。
事務局	はい。では、福祉課長、お願いいたします。
福祉課長	はい。 先ほど辞退数の増加について、特に今こちらで何かはっきり分かる理由というのは持ち合わせておりません。
委員長	では、今、小竹委員からの質問もありましたので、また次回、委員会がございますので、その中でまた明らかにしていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。 その他委員の皆さんの方からいかがでしょうか。はい、川原委員お願いいたします。
川原委員	はい、私も説明させていただきます。保護者数あるいは保護率が大きく減少している中で、これまで桐生市におきましては、過去の一般質問において、その原因の多くは高齢者が亡くなっているからっていうことでご答弁されております。 4ページを見ますと、その推移、世帯類型の推移が示しておりますけれども、確かに高齢者の世帯数としては、保護世帯数としては減っている状況がありますが、それよりも隣の母子世帯数については多かった。 この表の中では、平成23年の26件から令和4年には2件と大きく減らしています。また、傷病者につきましても、241件が平成23年、令和4年の69件ということで、3分の1程度になっております。 今年の分析等は進められて公表できる段階になっているかどうかを、もし進めてないとなれば時間をお示しいただきたいと思えます。 で、もう1点よろしいでしょうか。
委員長	はい、お願いいたします。
川原委員	先週の市議会の一般質問で、私の方も動画配信を見させていただきました。

川原委員	<p>た。その中で、副市長さんの方から、これまでの相談件数、それに対する申請数、それに対する却下数という数字をお示しされていました。</p> <p>今回の数字には載っておりませんが、それを私も拝聴させていただきました、この5年を取り上げても相談数に対して申請数が半分に届かない年があります。相談しても申請に至らなかった、そして申請をされても却下された、却下率なのですが、半分に近い年があります。</p> <p>要は、申請しても最終的には却下された。これ、他の自治体と比べると非常に高い数字となっているのですね。この辺、次回の委員会で、それぞれ相談されたけれども申請に至らなかった理由、申請されても却下になった理由というのを、分かる範囲で、ぜひデータとしてお示しいただければ非常に有効な分析になるのかなと。</p> <p>要は、ここに、保護数が減少している原因としての分析ができるのかなと思っておりますのでよろしくお願いいたします。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。今、川原委員の方から2つ要望事項がございましたけれども、1つ目の方で、何か今の段階でお答えいただけることはございますか。</p>
福祉課長	<p>現時点では詳細な分析はできておりません。</p>
委員長	<p>そうしましたら、先ほど委員の方からもありましたけれども、引き続き分析、お願いしたいと思いますが、よろしいですか。</p>
福祉課長	<p>はい、承知いたしました。</p>
委員長	<p>2点目の方はいかがでしょうか。</p>
福祉課長	<p>はい、申請率・却下率につきましては資料の方がございます。資料の方を提供したいと思います。また、理由についても分析したいと思います。</p>
委員長	<p>はい。では、そのようにお願いしたいと思います。</p>

新木委員	今の川原委員さんのですね、関連になるかと思うのですが、2ページのところでですね、平成23、4年あたりまではですね、非常に、保護率ですね、県平均上回っているという状況から、これから以降はですね、ずっと減ってきているということなのですけど、そういったところの分析などはしてあるのですか。なぜこうやって急激に減っているのかというところですかね。はい、まず1点です。
委員長	はい。今のご質問に対して何かありますか。
福祉課長	現時点では分析ができていない状況です。
委員長	では、引き続きそこは分析をお願いするということによろしいでしょうか。では、そのようにお願いしたいと思います。
新木委員	先ほどの説明の中でも、研修ですね、ケースワーカー、それからスーパーバイザーですね、その方々の研修もやっているというのは聞いているのですけれども、例えば、ケースワーカーに対して、SVであるスーパーバイザーはそれぞれの年度ごとに何名配置されているのかというのが、ここには表として、5ページのところにあるのですけれども、この方たちの資格として果たして経験値も踏まえてその辺をちゃんとチェックをされているかどうか。どういう方がどういう資格を持って何年間やっていて、SVになっているのだという、そういったところの分析がなされているのかどうかというのをちょっと確認したいと思います。
委員長	ありがとうございます。いかがでしょうか。
福祉課長	SVの任命に当たっては、経験を考慮はしておりますけれども、具体的に何年目でSVになったとかがという資料までは今は作っておりませんので、それは作成できる範囲で作成したいと思います。
委員長	それでよろしいですか。じゃあ、今の点については資料の作成をお願いしたいと思います。では、引き続き3点目。
新木委員	それに関連してですけども、県の研修だとかですね、そういった研修を受けているという話が今ありましたけれども、具体的に、それによってそのケースワーカーやスーパーバイザーがどのように、その研修を受

新木委員	<p>けて推奨しているのかといったところの、そういった経過って言うのですかね、成果っていうのですかね、そういったところの分析はなされているのですか。例えば、研修に行ってきたその復命書が、適正に、その後見直したとかも含めてですね、やっている、やってきたのかどうかというところの分析はしているかどうかを確認したいのですけれど。</p>
委員長	<p>ありがとうございます。今の点はいかがですか。</p>
福祉課長	<p>はい。当然、研修が終わった後の復命というのは 係内で共有の方はしているところではございますけれども、その後、何か月後にその成果はどのくらい出ているかというところの検証まではできていません。</p>
委員長	<p>何かそれは今後検証するすべというのはいりそうですか。 つまり、今後、次回の委員会までに何かご報告いただけることがありそうかどうかというところですけど、いかがでしょうか。</p>
福祉課長	<p>報告できるものがあるかどうかも含め、ちょっと検討したいと思います。</p>
新木委員	<p>すいません、関連なのですけれども、民間企業などはそうなのですが、例えば研修を受けてきて、その復命をするとその結果についてですね、また6カ月後だとか1年後、どのように、その研修を受けて、自分が、成長してきたのかどうかだとか。</p> <p>それから、それに対してどういったことが足りなかったのか、そういったところの、研鑽・研修っていうのですかね、振り返りですね、そういうことを今求められている時代ですよ。そういったことはしていたのか、いなかったのか。どうでしょうか。</p>
委員長	<p>今の点についてはいかがでしょう。</p>
福祉課長	<p>はい。具体的に何か資料のまとめや検証したりとかっていうことは行っておりません。</p>
委員長	<p>お願いいたします。</p>

<p>総務部長</p>	<p>総務部長の青木です。</p> <p>一般的に、私どもは、人事評価制度を活用している関係があって、対面式の上司と部下の面接を通し能力の向上に向けた取組をやっていますので、評価制度で、どういうことが、できているかっていうことがもし参考になるのであれば、ちょっとご提供できるかも含めて検討したいと思います。よろしくをお願いします。</p>
<p>委員長</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>では、そちらの点についてはご検討いただくということでお願いいたします。</p> <p>委員の皆さんから他に何かございますか。</p> <p>私からも。すいません。この資料の3ページ目のところの廃止事由の分類がありますけれども、先ほど委員の中からも質問が出ておりましたが、私は、その1番下の「その他」っていう、そのバスケットになっているところがなんなのかというのをちょっと知りたいと思っておまして、近時のところを見ますとその他のところが減っているようにも見えるのですが、何かちょっとよくわからない部分があると考えますので、こちらについて資料が何かご提供いただけるか検討していただきたいというのが1点目です。</p> <p>それから、先ほど川原委員からは、他の自治体との比較というお話がありました。他の自治体といっても数がたくさんあるのであれですけども、例えば群馬県内とか。群馬県内の他の12ある市で、福祉事務所を設置している市があると思いますので、こちらとの比較をしていただけると、私たち委員としても、客観的な評価、その現象というのがどういう程度なのかとかですね、そういったことができるかと思っておりますので、こちらの資料についてはぜひご準備いただきたいなというふうに思いました。そちらの方はご対応いただけそうですか。</p>
<p>福祉課長</p>	<p>はい。他市の資料につきましては、ちょっとどこまであるかというのもございますので、その辺は確認させていただきます。</p> <p>それと、「その他」の内訳につきましては、資料の方が5年間ということとはなりますけれども、調べられる範囲で資料の方を作成したいと考えます。以上です。</p>

委員長	それはお願いしたいと思います。それからもう1つ、この資料の5ページ目の職員の配置のところについての質問なのですが、この社会福祉法だと、査察指導員とそれから現業の職員ということでケースワーカーがいるというところはわかるのですが、あと、医療介護担当はそのままに名前の通りでそうだろうし、経理担当はそうなのでしょうけれども、会計年度職員というのは何をされている、どんな人なのか。
福祉課長	はい。会計年度任用職員は、相談員と就労支援相談員、あとレセプト担当ということと、あと産休代替で配置していた職員なども含まれる形となります。以上です。
委員長	相談員の方が会計年度職員になるっていうと、その生活保護法の中身を知らない人が相談をするって形になるのですか。
福祉課長	はい。相談員につきましては、あくまで補助的な相談ということで、職員の同行でしたり窓口対応での確認のため、その他、就労支援についてはこれまでの経験に基づいて相談員と就労支援相談員につきましては、現在、警察OBの方、警察官だった方を採用しているというような状況で、これまでの経験を生かして相談業務とかをしているという状況です。
小竹委員	よろしいですか。 すいません。事前に色々、色んな方に伺ったところによると、その警察のOBが入ってらっしゃるとちょっと耳に聞きます。耳に入りましてですね。あと、メディアの方からもそういう取材があって情報が流れてきますし、その経緯っていうのは少し明らかにしていただくことが、そういう職員の、OBの職員の方がいらっしゃるっていう、何か。
委員長	いかがでしょうか。
福祉課長	はい。警察との協力体制の構築というような形で始まったというふうな形となっております。元警官ということでのその経験ですとか能力とかを活用していただくというようなことで始まったというふうに認識しております。以上です。

委員長	<p>そうしましたら、今も小竹委員の質問もございましたし、それから私の方も、会計年度職員と書かれているとちょっとよくわからない部分もありますので、どのような所掌事務があつて、どのようなことをされているのかというのは明らかにしていただけるようお願いをしたいと思いますのですが、いかがですか。</p>
福祉課長	<p>資料の方を作成いたします。</p>
委員長	<p>そこはよろしくお願ひいたします。では、この資料の関係ですけれども、他のご質問などございませんかね。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、議事を進めたいと思います。引き続きまして、資料の4番の説明に移りたいと思いますが、こちらは事務局の方からですかね。</p> <p>はい。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>はい。</p> <p>それでは、資料4をご覧ください。桐生市生活保護業務の不適切事案についてご説明させていただきます。</p> <p>2ページ、事案の1つ目です。受給者に口頭で同意を受け、毎日来所を求め、1日1000円を基本に保護費を分割で渡すこと、必要に応じ追加で渡すことを説明した上で、残金を金庫で保管していた。</p> <p>また、来所に合わせハローワークの求職活動を指導していた。本人は分割を同意していない、求職活動を条件だと認識していたと報道されたというものであります。</p> <p>続いて、事案の2つ目です。</p> <p>受給者に口頭で同意を受け、毎週来所を求め、本人必要額を基本とし、保護費を分割で渡し、残額を金庫で保管していた、本人は同意していない、必要な支出ができなかったと報道されたというものであります。</p> <p>続いて、事案の3つ目です。生活保護支給決定の際、9月、10月分を決定すべきところを、10月分の支給を決定しなかった。その後、10月分の支給決定については、11月分の支給決定とともに約2、3週間遅延した。9月分の保護費支給は、支給決定から約3週間後、10月、11月分の支給は本来支給決定すべき日から約1か月後となった。受給者か</p>

事務局	<p>らは、決定通知書を受け取っていないこと、また、9月分保護費の受領印を押していないことの申し出があった。担当者は、8月に保護相談に来所した際、本人の意思で保護申請をしなかったと認識していたが、受給者は、担当者から生活保護を実施できないと言われ申請できず、9月に弁護士同席で申請できたとの認識であったことが報道されたというものであります。</p> <p>すでに公表している検証結果といたしまして、事案1、事案2について、毎日の来所、支払いに条件をつけているかのような誤解を与えてしまったこと、残金の金庫保管は不適切であった、その原因としては、説明が口頭のみで分割同意の文書を交わさなかったこと、また、福祉事務所に毎日の来所及び残金を金庫で保管することについて不適切との認識がなかったことによると公表いたしました。</p> <p>事案3について、支給決定の遅延については、担当者の誤った認識による事務処理によるもので、係長、課長が決裁時に確認を怠り、決定日に連絡後、予定日に来所しなかったのにも関わらず、担当者から再度の連絡を怠り、支給が遅延してしまいました。決定通知書の交付については、交付したと説明したが、担当者1人で対応しており、確証がなく交付していない可能性が高い。9月分保護費の受領印については、本人から受領印をもらったと説明したが、実際には来所時に遅延なく渡せるよう福祉課に保管してあった認印を受領簿に押し、本人から受領印を受けていなかった、申請を拒否したとの誤認については、保護相談の内容について本人への確認が不十分だったと公表をいたしました。</p> <p>また、平成30年度から令和5年度11月末までの点検対象882世帯を調査した結果、分割払いをした世帯数は14世帯で、分割開始年度は平成30年度から令和2年度は0世帯、令和3年度は3世帯、令和4年度は4世帯、令和5年度は7世帯でした。また、分割期間は15カ月から1カ月でした。分割回数は、毎日が2世帯、毎週が9世帯、隔週が2世帯、月2回が1世帯でした。</p> <p>預かり金のあった世帯数は11世帯でした。令和5年11月末現在は0世帯でした。当月分を除く最終の預かり金は13万円から9829円でした。</p>
-----	--

事務局	<p>支給決定の遅延は2世帯で、平成30年度から令和4年度は0世帯、令和5年度が2世帯でした。福祉課保管認印の使用は86世帯でした。</p> <p>ご説明申し上げた事案の対応といたしまして、事案1から3及び新たに確認された支給決定遅延の受給者の方には、ご自宅に訪問し、謝罪を行いました。1ページおめくりいただきまして、改善策といたしましては、分割支給を行わない、特別な事案は群馬県に照会した上で対応する。遅延防止等の事務処理チェックリストを作成する、説明事項を書面化する、研修体制を充実する、関係機関との連携を強化する、点検を継続し、問題点を改善する。福祉課保管認印は一切使用しない。以上のことを公表しております。事務局の説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>はい、ありがとうございました。ただ、今説明があった点について、ご質問とかご意見、委員の方からございますか。</p> <p>いかがでしょう。</p>
小竹委員	<p>ちょっと大丈夫でしょうか。</p>
委員長	<p>はい、お願いします。</p>
小竹委員	<p>はい、すいません。</p> <p>もうすでに4ページの方で改善策っていうふうに書かれていてですね、分割支給を行わないっていうふうに書かれており、もちろん制度やルールで決まっていることと運用が違っていたことが根本的問題なわけなのですが、この分割することっていうのはもちろん悪いですし、月単位で考えてフルにこう払えてなかったっていうことはもちろん問題なのですが、やはりなぜ分割したのっていうところが皆さん気になっているところだと僕は思っているのですね。なんの個別事情があったのだろうかという。</p> <p>いいことではもちろんないのです。私は、認めてこの話をしているわけではなくて、悪いことなのだけど、なぜこれが起こったのか、その理由がわからないと、多分、分割支給を行わないっていう宣言だけだとやっぱりまずくて、何がこういう原因になってしまったのか、それは、だか</p>

小竹委員	<p>ら受給される方の何か特別な事情があったのか、それとも上司の方のなんか慣習などずっとあったのかどうかとかですね。</p> <p>職員の方はなかなかこう、研修は受けてくるのだけでも、現場ではなかなかそれをこう言うことができなかつたのかなとか、いろんなことが考えられるのですけれども、今調査されている中で、分かっている範囲でお答えできることがもしあればお願いします。</p>
委員長	はい、ありがとうございます。いかがでしょうか
事務局	はい。では、福祉課長、お願いします。
福祉課長	<p>はい。</p> <p>担当部署としましては、必要な指導ということで、そのような分割の案内をして行っていたというような、確かに慣習というようなことで過去にもやったことがあるというようなことで、こういう、数的には限定はされますけれども、必要だというようなことでの認識のもと、そういう部分でということなのですが・・・</p>
事務局担当者	<p>まだ、具体的に、詳しくこの分割支給の中身等についてこうこう詳しくお話できるってというような状況にはございませんけれども、やはり話を聞く中では、やはり金銭的な、管理的な部分の問題や、そういった部分はあるのだろうというようなことは、確認はしているのですけれども、この後、この辺についても詳細などについて検討をしていきたいというような状況です。</p>
委員長	<p>はい。では、今の小竹委員の質問事項に関しましても、今内部調査の方があるというふうにお聞きしましたので、こちらについても一定程度まとめいただくということでよろしく願いいたします。</p> <p>その他、よろしいでしょうか。はい、川原委員。</p>
川原委員	<p>先ほどの件に絡んだ部分なのですが、1日1000円のこれ桐生市の公費的な支出としては7万円ちょっとという額が1月の給付費であって公費としてはその7万円が支出されていたと。本人にもその7万円が渡っていたというのが、最終的な処理状況なのか、それとも1000円ずつ渡してあるというのが正式な公費としての扱いとして残っているの</p>

川原委員	か。そうだとすると、他の職員や上司等がそれをチェックする機能があったのではないか、あるいは県の監査においてもそこは指摘を受ける状況にあったのではないかというふうにも思うのですが、その辺はどのような公費的な扱いに最終的に、あるいはその現状にはなっていたのかお聞かせいただければと思います。
委員長	はい。今の会計処理上の質問だと思いますけれども、いかがでしょうか。
福祉課長	公費としての会計処理はすでに完了しているということで、お渡ししたお金の残金はあくまでも個人のお金というような形で保管を金庫内ですて、こちらの福祉課内でお預かりをしていたという形になりますので、県の監査とかで見る範囲では当然支出済みというような形になっている・・・
川原委員	ですよね。はい。その辺は、ケース記録あるいは相談記録等で残しておいてないのでしょうかという部分、公的になっていう部分ではなくても、メモ等で、残しておく必要があったのかなと思うのですが、それも全くないとなると非常に難しい深刻な問題になってくると思いますけれども、その辺は何かしてあるのでしょうか。
委員長	いかがでしょうか。
福祉課長	はい。ケース記録等にはその詳細な額等の記載はございませんので、担当の方でいくら預かっているとかっていうのを管理していたというような。
川原委員	そうしますと、担当者だけで、他の職員についてそこはわからないような状況になっていたのかなと思います。それもまた今後。はい。しっかりと検証していかなければと思います。
委員長	ありがとうございました。引き続きお願いいたします。
新木委員	もう一つ改善策のところですね、8番の福祉課保管認印は一切使用しないってなっていますが、なぜこの認印が必要だったのか。その認印はどこかが、当然購入していると思うのですが、 どうい

新木委員	<p>ったお金で買っていたのか、そういったところっていうのは検証されているのですか。それから、この書き方だと認印を、一切使用しない、廃止し、要するに認印は、もう持たないと、福祉課としてね、そういう文章じゃないですよ。まだ認印は残っているという認識でよろしいのでしょうか。</p>
委員長	<p>はい。2つ質問ございますので、よろしくお願いします。</p>
福祉課長	<p>まず、何に使用していたかという部分につきましては、先ほどの事例にありました通り、本人の印を持ってなかった、持ってこなかったとかかっていう時の利便性とかということで使用をしてしまっていたというような、あとは、事務処理を簡単にするためというような形で使っていたというような状況となっております。</p> <p>保管印につきましては、現状では内部調査チームに全て渡しております、福祉課内には現状はないという状況となっております。</p>
委員長	<p>もう1点が、印鑑を購入しているとすれば、その会計処理のお金はどのようなかという質問です。</p>
福祉課長	<p>はい。ハンコにつきましては、ちょっとここがまだ具体的には今後聞き取りとかをるところなのですけれども、現状では、過去に受給者から預かったものではないかというような想定となっておりますけれども、基本的に、誰のものを預かったとか、これが誰のものだとかかっていうような状況は一切わからない状況で、現状ですとこれだけあるということで、当然、公費で支出とかかっていうようなことは、印の購入ということは考えられませんので、どういう方法でこの印が、ここにあるかということをお聞き取り調査とかをしていく必要は、あるかと思えます</p>
委員長	<p>他に委員の皆さんの方から何かございますか。</p>
小竹委員	<p>はい。すいません。もう1点、ちょっと教えてください。私もやはりちょっと素朴な印象からしますと、やはり金庫で、その窓口で管理していることについてですね、ちょっとやはり違和感があるのです。ただ、色々こう、色んな方にお聞きしてみると、口座を持ってらっしゃらない方とか、初回はしょうがないっていう、そういう話もあったりは</p>

小竹委員	<p>するのですが、今後、改善点として、例えばこう、振り込みに限るとか、なんかそんなような改善点はもしかしたらあるのかなっていう気もするのですが、実務上なかなかそういうのは難しい見解があるっていうことになるのでしょうか。ちょっとそこを教えてくださいませんか</p>
委員長	<p>いかがでしょうか。</p>
福祉課長	<p>やはり緊急での支払いということだと、どうしても振り込みということでは 幾日か日がかかってしまいますので、現金での支払いというのは残ってしまうというような状況にはございます。以上です。</p>
委員長	<p>すいません、私からもちょっとお聞きしたいことがいくつかありますが、この公表したものというのは、この今回の設置要綱に書かれてる令和5年12月18日に公表したという、その公表のことでよろしいですか。</p>
福祉課長	<p>はい。12月18日に公表したものとして・・・</p>
委員長	<p>そして、この公表したもののこの調査結果ってというような形になっているのですが、これはあくまで、先ほどの話でいくと、福祉事務所内で何か 調査をされたものということになるでしょう。</p>
福祉課長	<p>はい。福祉課内で調査をした結果という。</p>
委員長	<p>そうすると、桐生市のホームページ上にも掲載があるのですけれども、これは桐生市として検証したものではなくて、福祉事務所内のものという理解でよいですか。</p>
福祉課長	<p>はい。内部調査でここを調査したとかっていうことではございませんので、あくまでも担当課の調査結果という形になります。</p>
委員長	<p>ちょっと私たちのこれからのスタンスのこともあるので確認しておきたかったのですが。先ほど来、内部調査チームというのがちょっと出てくるのですけれども、この内部調査チーム職員というのは福祉事務所との関係はどんな感じなのですか。</p>

事務局担当者	<p>内部調査につきましては、今不適切事案ということでご説明申し上げましたけれども、その辺の数字とかについてですね、今内部調査中で色々検証しているところなんですけれども、基本的には保健福祉部以外の職員で内部調査チームっていうのを作って、保健福祉部以外の職員が改めてこの発表した部分について検証しているということになっております。</p>
委員長	<p>そうすると、これまでの公表した、されているものは、福祉事務所、福祉部局のところの資料ではあるけれども、それとはまた別の観点から新たに調査をされていると、こういう理解でいいのですか。</p>
事務局担当者	<p>そうですね。改めて、市役所の中にも、この保健福祉部以外の第三者の目でしっかりと検証をしているというような。 そうですね。この後、内部調査について、今、現状については報告をさせていただきます。</p>
委員長	<p>はい、わかりました。それから、各委員の質問は、結局、今皆さんそうでしたけれども、結論を言われても、原因がわからなければ結論が納得できないっていう質問ばかりだったと思うのですよね。ですので、その辺りを多分、こちらとすると知りたいというところになると思います。それぞれの事象があったのはもう変えられないので、存在したのだと思いますので。</p> <p>ただ、存在したものについてどうなのかというのを、何が原因でそうなったのかというのは、かなりそこはきちんと整理していかなければいけないことじゃないかというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。また、先ほど確認ちょっとしたのですけれども、生活保護行政は全国一律に行われるべきその処分、開始廃止の決定とかですね、そういった部分は全国一律になっているので、処理基準があるわけですので、このお金の渡し方っていうのに関して、処理基準と照らしてどうなのかとかいう話が全くないのが、私にはよくわからないので、その辺りについて、きちんとご説明いただく必要があるのではないかなというふうに思っていますので、この改善策と書かれているところについても、処理基準との関係が全く私にはわからないので、独自ルールを設定するのではなくて、全国一律のきちんとした処理基準に従って行えば起きない問題だと思っておりますから、その辺りのことについて、ちょっとまとめていただければということはお要望としてお願ひをし</p>

委員長	たいと思っております。よろしいでしょうか。他に委員の先生方から。
小竹委員	<p>すいません、度々改善策のところ、ちょっとずっと見てしまうのですが、3番の改善策としては、遅延防止等の事務処理チェックリストを作成する。これ、とってもいいことだと思うのですが、やはりこう、その前の段階で分割にしてしまい、やはりこう定型的というか、ルールに従ったものに、こう、気になっているかなっていうチェックシートみたいなものもあれば良いのかなと思ってまして、もしかすると、この担当者、これわかりませんが、担当者の主観で、こう色々こう、なんかあらぬ運用がされてしまった可能性はありますので、そうなると、チェックシートにこう照らし合わせて、めんどくさいかもしれませんが、そういうチェックシートっていう、こう、中立的なものを使っていただいて、主観をなるべく排除するような形で運用されるっていう方が良いのかなと勝手に思っています。ですので、遅延防止などって書いてあるので、含まれるのかもしれませんが、全体的にこう、チェックリストを作って、粛々と客観的にやっていただくってことがよろしいのかなと思います。ちょっとそれはコメントですが、ご検討いただければ。</p>
委員長	<p>ただ今のこの福祉部局の方の報告の例ですけど、他に委員の皆さんの方で 今ご指摘いただくことはよろしいですかね。</p> <p>では、こちらについてはここまでとさせていただきます、引き続き市役所の方の内部調査チーム、こちらの報告概要がありますので、こちらのご報告をお願いします。</p>
事務局	はい。内部調査チームの調査状況については、森下内部調査チームリーダーよりご説明をさせていただきます。
内部調査	<p>内部調査チームのリーダーを務めております、森下と申します。どうぞよろしくお願いいたします。</p> <p>先ほど説明があった通り、内部調査チームにつきましては、内部、市役所職員ということではありますが、福祉担当部署以外の目線ということで調査をさせていただいております。</p>

<p>内部調査</p>	<p>まずですね、内部調査チームにつきましては、主に検証を担当する5名と主に書類調査を担当する9名、合計14名で構成されております。令和6年1月12日より調査を開始させていただいております。</p> <p>それぞれ職員が本来業務と並行して内部調査を行っていることから、現在は週2回、それぞれ2時間程度を基本として内部調査の業務を行っております。それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきます。資料の5をご覧ください。まず、内部調査につきましては、福祉課から不適切な処理として報告がありました分割支給を行っていた世帯数について、支給決定遅延の件数について、福祉課で保管していた認印の数について、福祉課で保管していた認印の使用について福祉課の報告がありましたが、こちらの報告に誤りがないか、また、報告が漏れている他の事例はないかを、まずは保存文書を確認することから始めさせていただきます。</p> <p>最初に、括弧1の保存文書の検証についてです。①分割支給世帯数につきましては、福祉課調査結果では14件との報告でありました。福祉課の説明によりますと、本14件につきましては職員からの聞き取り等により分かったものということでありまして、この14件については、ケース記録の中には1件しか記録が残っていないというような説明がございました、内部調査ではですね。この14件の他に分割支給しているケースがないかを確認するため、保護受給世帯中の469世帯、過去5年間に保護の廃止をした413世帯、合計882世帯全てのケース記録について分割支給に関わる記載がないかを今現在確認をしております。</p> <p>現在は半分程度の確認が済んだところでございまして、今のところ新たな記載、新たな事例ということは出てきておりません。</p> <p>続きまして、②支給遅延につきましては、福祉課調査結果では2件との報告でございました。</p> <p>内部調査では、保護決定調書や支払いスケジュール等に関する書類等により支給遅延がなかったか、書類が残っている過去5年分について確認を行いました。</p> <p>その結果、福祉課から報告がありました2件以外に支給遅延となる事例は確認ができませんでした。</p> <p>続きまして、③福祉課保管認印の数につきましては、福祉課調査結果で</p>
-------------	---

内部調査	<p>は 1944 本との報告でございました。内部調査チームにおいて数を確認したところ、1948 本であることが確認されました。</p> <p>続きまして、④福祉課保管認印の使用につきましては、福祉課調査結果では 86 世帯に使用したとの報告でございました。内部調査では、報告のあった 86 世帯の他に福祉課保管認印の使用がなかったかを確認するため、現在保存されている文書に押印された印影と福祉課保管認印の印影を比較し、同じ印影でないかの確認を進めております。現在は 7 割程度まで照合が進んでいるところでございますが、本調査につきましては、福祉課保管認印の中にも、非常に印影が似ているハンコ、見分けがつかないような認印があること、また、生活保護世帯が使用している認印の中にも類似しているような印影があることも想定されることから、肉眼によって、生活保護世帯が押印したものか福祉課保管認印が使用されたものか判明することは非常に難しいところがございます。</p> <p>続きまして、括弧 2 アンケート調査についてです。上記の今申し上げました文書保存の調査、検証に加えまして、書類で残っていない事項についても調査する必要がありますので、職員からヒアリングを行う必要があると考えております。その前段として、現在、生活保護業務に従事しています職員と、また過去に保護業務に従事していた職員を対象にアンケート調査を実施しております。</p> <p>現在は、この資料にある通り、現在在職中の職員を対象にアンケートを実施しております。</p> <p>アンケート調査の内容につきましては、福祉課保管認印がいつ頃からあったのか、またどのように増えていったのか、分割支給はいつ頃から行われていたのか 報告があったほかに、分割支給していたケースや満額支給していなかったケースがなかったかなどの説明、設問を設けております。</p> <p>最後に、2 番の今後の調査予定につきましては、ケース記録の確認作業、印影の確認作業を引き続き行うとともに、アンケート調査の結果を基に職員へのヒアリングを行いまして、水際作戦とか恫喝というような、指摘されるような相談対応はなかったかどうか、また、上司から保護件数を抑制するような指示がなかったかなどを、生活保護受給者が 10 年間で半減していることについても調査していく予定でおります。報告については以上です。</p>
------	--

委員長	はい、ありがとうございました。ただ、今報告がありましたけれども、委員の皆さんの方からご意見あるいはご質問などございますか。
川原委員	<p>現在、アンケート調査を実施中ということで、最後の、今後の調査日程の中で、数年前から半減していることについて調査予定と・・・</p> <p>これは職員から、あるいは過去担当した職員からヒアリングをするということでもよろしいでしょうか。ということと、今回、今後のスケジュール感、次回第2回でどこまで調査内容について報告がしていただけるか。</p> <p>そしてもう1点、現在、1月から県の特別監査が入ってございます。支障ない範囲で、今どんな状況なのかという点を聞かせていただきたいと思います。</p>
委員長	今ご質問ありましたけれども、事務局の方から回答いただけますか。
事務局担当者	<p>はい。保護世帯の半減の部分についてはですけども、これにつきましては、ただ、今、今日資料にも出させていただきましたけれども、その辺の理由等について調べていきたいという中では、やはりアンケートを基にヒアリングもしながらですね、やっていく必要があるのかなというふうにも思っております。また次回、例えば次回までにということなのですけれども、まず、非常に今、この今やっている検証ですね、分割支給世帯数の確認等について、そういった中ではですね、ちょっと時間かかっている部分はあるのですけれども、例えば、分割支給世帯のこの辺の確認ですとか、認印の使用についてですね、なるべく早く、早期に、この辺をまずはやっていきたいというふうには思っているところで、また特別監査の状況につきましては福祉課長の方からお願いします。</p>
委員長	お願いします。
福祉課長	<p>それでは、私の方から特別監査についての状況でございます。</p> <p>特別監査につきましては、1月に3日間、2月に3日間ということで、県の職員が市役所に来まして、書類のチェックと、あとヒアリングを行ったというような状況となっております。</p>
川原委員	そうしますと、県の特別監査については、まだ継続中ということで示さ

川原委員	れてないということで。 よろしいですね。
委員長	大丈夫ですね。
福祉課長	はい。具体的に今後の予定とかはまだ聞いておりません。
川原委員	はい。次、第三者委員会におきましては、内部調査チームの調査結果はもちろんですけれども、県の特別監査の状況、これは県がやっていることなので、ぜひこの委員会からの要望として県にもお伝えいただければと思うのですが、県の特別監査が公表できる状況になったら逐一フィードバックさせていただいて、議論を進めさせていただければと思いますので、その辺は今日の要望という形になると思いますので、委員会からの要望ということでお願いしたいと思います。よろしくお願いします。
委員長	委員の皆さんもご異存はございませんよね。 そのあたりは連携がとれるのではないかと思いますがいかがでしょうか。
福祉課長	県の方からは、指摘すべき事項があれば随時、最終結果を待たずに指摘があるというようなことでの話はいただいている状況です。
川原委員	今のところ指摘はないという状況で認識されているということでよろしいでしょうか。
福祉課長	今のところまだそういう。はい、来ておりません。
川原委員	まだ調査中、この調査についてこれからっていう、本格的な調査になるっていうイメージでよろしいでしょうか。
福祉課長	はい。現状では、当然、県の方で調査をして、必要なものの書類の写し等もお渡しはしておりますので、現在監査を実施中というところになっておりますので随時連絡が入ると思っております。
委員長	では、そちら、今いくつかありましたけれども、よろしくお願いいたします。委員の皆さん。はい、小竹委員よろしくお願いいたします。

小竹委員	はい。資料5についてちょっと確認させていただいてよろしいでしょうか。分割の支給世帯数でヒアリングの結果、14件でできたのですが、その中でケース記録に記載があったのは1件でしたか記載があったのは。
委員長	いかがでしょう。
内部調査	はい。基本的にその分割支給についてはケース記録には記載していないということでございました。ただ、1件については、分割支給に関する記載があったということでございます。
委員長	はい、ありがとうございます。 それがお調べいただいた事実だと思うのですが、このケース記録には、この分割支給をするかしないというのも書くか書かないということも何かの意図があるのかなってというのがちょっと実は知りたいですね。 運用面についてはケース記録にはもう書かないっていう、何か方針なんかあったのかなと、ちょっとそこら辺りが知りたいのですけれども、そこについてお分かりにならなければ、また次回ちょっとヒアリングを追加していただくということでお答えいただきたいのですが、現段階で分かってらっしゃることがあればお願いします。
福祉課長	はい。ケース記録の記載につきましては、日々の指導のところで省略をしていたという部分が多々あったというような状況がございます。 ですので、意図して、書かないようにとかそういうようなつもりはなかったのですけれども、毎回毎回の記録をケース記録に書くというようなことをしていなかったなという状況です。
委員長	はい。他の委員の皆さんから何かよろしいですか。大丈夫ですか。はい、すいません。私から。じゃあ、まず、すいませんけども、3つの事案、先ほど公表されているという事案があったと思いますけれども、3つの事案についてはケース記録そのものを私たちにも開示していただきたいと思うのですが、そこはよろしいでしょうか。
事務局担当者	ちょっと個人情報の扱いの部分がありますので、その辺も検討させてい

事務局担当者	<p>ただきながら、必要な部分は開示できるようにしていこうというふうに思います。はい。</p>
委員長	<p>それから、先ほどアンケートとかですね、ヒアリングという言葉がちょっと出てきたのですけれども、ことの性質上、職員としては懲戒処分には直結するようなことを聞かれていますので、そのところを解放してあげないと事実がわからないのではないかという気がするのですが、アンケートあるいはヒアリングについて、何かそういう聴取にあたっての工夫というのはされているのですか。</p>
事務局担当者	<p>今、アンケートについてはですね、あくまでも内部調査チームの方で実施するということではやっております。その人材育成課という名前の中でやる形ではなくて、あくまでも内部調査でさせていただきます。</p>
委員長	<p>私が懸念しているのは、皆さんそういうわけで、ご自身のことを考えれば、率直に事実を語るよりはそうではないことを語った方が保身になるわけですけれども、それでは実態が把握できず、結局原因がわからないということで私たちが何かお話することもできないということになってしまいますので、その辺りの事実調査の工夫をお願いしたいということを申し上げておきたいと。</p> <p>それから、今のこの内部調査の関係なのですけれども、先ほど処理基準のお話も少しいたしましたが、やはりそういう客観的な基準に照らしたものでないと、全くこう主観的な、そうでなかったと言われてもなんだかわからないというだけになってしまうと思いますので、その辺についてお願いしたいということです。</p> <p>それから、桐生市が策定しているのかどうか私は知りませんが、調べますと、保護の実施機関は、毎年度、生活保護、生活保護業務の実施方針の策定というのをしているはずで、それは、前年度の反省に立って、こういったところが問題なので次年度こういうふうにしてしようという実施方針を毎年度立てているというふうになっているはずですので、その辺りの資料についても開示をしていただきたいと思います。それから、生活保護法の施行にあたってのこの事務の監査というものが行われているわけで、この事務の監査は毎年度あるはずで、その毎年度行なわれていることに関しての指摘事項がどうだったのかということ</p>

<p>委員長</p>	<p>について、全く私たちもわからないので、過年度に渡り、どのような指摘事項が県から入っていたのか、通常監査で入っていたのかというところを教えていただかないといけないのではないかとこのように思っています。もちろん、それ以外の特別なものが、監査が入っているかどうかもちょうと私にはわからないので、そういったことがあるのであれば、その辺の指摘事項もお願いをしないと、わからないと思っております。</p> <p>なんとも言えませんけれども。今回、条例がついておりますけれども、桐生市の場合のケース記録がどんな雛形になっているのか。ケース記録表が、先ほど書くのか書かないのかという小竹委員のお話がありましたけれども、結局は、その雛形がどうなっているのか私たちがわからないのでそういう質問が出るのだというふうに思っていますので。</p> <p>ここにある保護台帳その他の別記様式ですかね、こちらについては、資料としてご提示いただきたいというふうに思っています。</p> <p>いずれも、ちょっと資料提供のお願いになりますけれども、ご対応いただけますか。</p>
<p>事務局担当者</p>	<p>はい、準備させていただきます。</p>
<p>委員長</p>	<p>よろしくお願ひします。その他、いかがでしょうか。よろしいですかね。</p> <p>はい、それでは資料5について終わりたいと思います。</p> <p>以上で事前に配布されていた資料についての説明、それから質問などを終えたということになりますけれども、最後に事務局の方から報告事項ありますかね。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、事務局からご報告いたします。重複する部分もございますが、今後の委員会におきましては、保護受給者が半減したことに関して、それに付随して、申請件数の減少、取り下げ、却下等について、次に、印鑑及び公文書に関わる件に関して、次に、分割支給、支給遅延、未払い等に関して、次に、金銭管理団体に関わる件に関して、次に、接遇、市民対応に関わる件に関して、次に、組織の体制、研修体制に関わる件に関して、そのほか委員会が必要と認める調査事項に関して、現時点では、以上を今後の委員会で議論をお願いしたいと考えております。</p>

<p>委員長</p>	<p>はい。ただ今、事務局の方から提案があった点ですけども、先ほどから委員の皆さんからそれぞれ質問が出ている事項とまさに重複しているということでございますので、こちらについては引き続きこちらの委員会としても第三者委員会としても議論をしていきたいと思っておりますので、引き続き調査の方、お願いしたいというふうに思っております。それで、委員の皆さん、よろしいでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>では、そのようにお願いしたいと思います。</p> <p>そうしますと、次回、5月に予定されるというお話もありましたが、次回の期日については、今もうあれですかね、報告いただくのかな。</p>
<p>事務局</p>	<p>次回につきましてですが、5月24日金曜日午前中に、場所はこちら 美喜仁桐生文化会館スカイホールBで行います。</p>
<p>委員長</p>	<p>そうしますと、次回5月24日に行われる予定ということですが、ちょっと年度代わりなどで色々あるかとは思いますが、事案が事案でございますので、内部調査の方進めていただいて、それから、先ほど来委員の方から色々質問あるいは指摘があったと思っておりますので、こちらについての資料も提供をお願いしたいと思います。</p> <p>私たちがその日に渡されても読めないの、その辺りですけれども、どのようなスケジュール感を私たちは持っていれば良いかというのについて今お話しただけると。</p>
<p>事務局</p>	<p>今日ご指示いただいた資料は、準備が整い次第ご提出いたします。よろしいでしょうか。</p>
<p>委員長</p>	<p>じゃあ、逐次ということで、まとまったものとしてではなくて結構ですので、それぞれの事項があったと思っておりますから、そちらについてそれぞれの提供をお願いしたいというふうに思います。</p> <p>それから、ちょっと今回の委員会の最後になりますけれども、先ほど設置要綱の中で、委員会の開催にあたっての公開、非公開というのがありました。</p> <p>こちらについて委員の皆さんにお諮りしたいと思いますけれども、事案の性質上、基本的には公開するというところでよろしいでしょうか。</p>

<p>委員長</p>	<p>特にそこには依存がないということで。ただ、先ほど、この参考資料の方にも付けられておりますけれども、個人情報に渡る部分であるとか、あるいはその資料、配布資料の中の個人情報とかですね、あるいは議論がその個人情報に渡る部分、あるいは調査の中身としてこれからまた議論をしていきたいと思っておりますけれども、仮にどなたかから私たち自身が事情聴取をするという場合には、このような場ではなくて非公開にすると、そのような配慮はしたいと思っておりますけれども、こちらについては、委員の皆様、いかがでしょうか。</p> <p>(一同了承)</p> <p>一応そのように定めさせていただいて、基本的には公開の中で皆さんに情報を提供しつつ進めていきたいというふうに思っております。</p> <p>それでは、今のような形で、行いたいと思っておりますので、色々ありましたが、事務局の方でちょっと、議事の方ですね、まとめていただきたいというふうに思います。</p> <p>また次回以降ですけれども、先ほどお話ししました5月24日につきましては、基本的には公開を予定しているということで、事務局の方でもご準備をお願いしたいと思います。</p> <p>以上というふうに思いますが、最後に委員の皆さんなどから何かございますか。よろしいですか。はい川原委員。お願いします。</p>
<p>川原委員</p>	<p>ちょっと議論、議事の中で質問しようと思っていたのですが、この4月期で役所人事異動があります。先般、内容については新聞報道されておりました。基本的には今の体制が維持されるっていうことでよろしいでしょうか。ちょっとこれ簡単に。はい、4月1日の体制について。</p>
<p>委員長</p>	<p>お願いします。</p>
<p>総務部長</p>	<p>総務部長青木です。私も残りますし、福祉課長はじめこのメンバーほとんど残りますのでこの体制でやっていけるかとは思いますが。一部入れ替えもあるかもしれませんが、支障がないようにしていきますので、よろしくをお願いします。</p>

委員長	<p>はい。それでは、私たちのこの議事についてはここで終わりたいというふうに思います。それでは、事務局の方から事務的な連絡ですかね、そちらにしたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p>
事務局	<p>まず、今後のスケジュールでございます。お手元の次第にも記載させていただきましたが、次回、第2回第三者委員会でございます。</p> <p>先ほどもご案内しましたが、5月24日金曜日午前中に、こちら、美喜仁桐生文化会館スカイホールBで行います。</p> <p>ご予約をお願いできればと思います。なお、会議の詳細につきましては、後日お知らせしてまいりたいと考えてございます。</p> <p>以上でございます。お集まりの皆様をお願い申し上げます。委員の皆様は、本職をお持ちの中、委員をお引き受けいただいております。勤務先等へ個別の連絡等はお控えくださいますようお願いいたします。</p> <p>お問い合わせ事項などございましたら、事務局までご連絡をお願いいたします。</p> <p>なお、事務局は人材育成課内に設置しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>報道関係の皆様は、会議終了後10分間になりますが、委員の皆様との時間を設けますので、一度ご退席をいただき、準備が整うまでお待ちください。では、傍聴者の皆様、報道関係の皆様はご退席をお願いいたします。</p> <p>以上で本日の議事は全て終了しました。委員の皆様、ありがとうございました。</p> <p>これで第1回第三者委員会を閉会いたします。(終)</p>